令和５年１２月２０日
担当：健康福祉部国保医療課
電話：４１－３５８４

妊産婦の医療費助成を拡充します
～所得制限の撤廃～

令和６年４月から、花巻市内に住所を有する妊産婦（妊娠５か月に達する月の初日から出産の翌月末までの方）の医療費助成について、認定基準となる所得制限を撤廃し、すべての妊産婦が医療費助成の対象となる拡充を行います。

この対象者の拡充により、これまで対象とならなかった方に対しても、入院の場合は１医療機関ひと月につき2,500円を超える入院医療費を助成し、外来の場合は１医療機関ひと月につき750円を超える外来医療費を助成します。なお、医療費助成の給付方法は、窓口での支払い負担が自己負担額までに軽減される現物給付となります。

1　拡充による対象者の増加人数（見込）

■所得制限を撤廃することで、新たに医療費助成の対象となる妊産婦の人数　140人／年（見込）

※「妊娠届数」と「花巻市に転入する妊婦者数」の合計人数をもとに、所得制限撤廃による増加人数を推計
　令和３年度の妊産婦　463人（うち医療費受給資格認定者 328人、認定対象外 135人）
　令和４年度の妊産婦　443人（　　〃　　303人、認定対象外 140人）

2　助成内容（妊産婦の医療費助成）

■助成額
自己負担額（１医療機関ひと月につき入院の場合2,500円、外来の場合750円）を超過した額
※住民税非課税世帯は自己負担がありません

■助成の方法
現物給付（県内医療機関等）
※県外の医療機関を受診した場合や県内の医療機関受診時に医療費助成受給者証を提示できなかった場合は、償還払い（医療機関の窓口で一部負担金を支払い、後日申請により助成額を給付）

3　受給者証

助成を受けるためには、医療機関の窓口に提示する「医療費受給者証」が必要となります。

所得制限を撤廃することで新たに医療費助成の対象となる方に１２月下旬に受給者証の交付申請書をお送りいたしますので、２月末までに申請をお願いします。

申請のあった方には、３月末までに受給者証（圧着はがきによる開封タイプ）を郵送することとしております。

事情により申請が遅れてしまった方につきましても、申請は随時受け付けいたします。

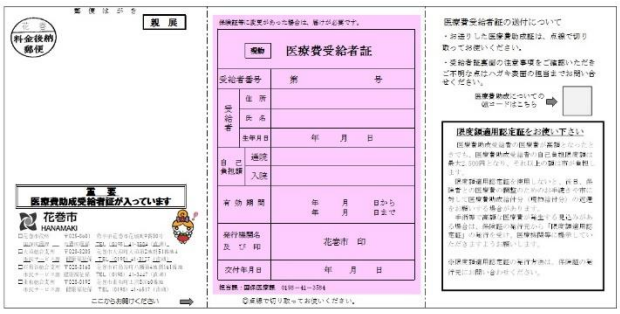

4　花巻市の医療費助成の取組

花巻市は、市内に住む子育て世帯、これから子どもを育てていこうとする皆さまが、経済的な負担を心配することなく、安心して子育てをしていただける環境整備が必要と考えております。

そのため市では、岩手県が行う医療費助成事業を導入のうえ、助成の対象者や助成の額の拡大を図るなど、これまで市独自として医療費助成の拡充に取り組んできました。

令和５年８月からは、こどもの医療費助成のうち小学生から高校生までの所得制限を撤廃し（これによりすべての高校生までのこどもが医療費助成の対象）、令和６年４月からは、上記のとおり妊産婦の医療費助成につきましても所得制限を撤廃することといたしました。

また、出産や子育てに対する支援への取組みは、個々の自治体や一地方だけの対策では限界があり、本来、子どもや妊産婦の医療費助成の仕組みは全国一律であるべきと考えますので、市では、国に対し、国が主体となった18歳到達の年度末までのこどもや妊産婦の医療費を完全無償化する「全国一律の医療費助成制度」を創設することを要望しております。